

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から62年10月まで

私は、昭和55年11月に退職し、その後、母親が56年12月1日にA市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いており、当時は、土地の売却で経済的にも余裕があったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月1日に申立人の母親がA市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和63年2月に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年1月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、56年12月1日に申立人の母親がA市役所において国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は、既に時効により納付することができず、申立期間のうち昭和60年10月から62年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらず、申立人からも当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い上、申立期間のうち同年4月から同年10月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらない。

さらに、A市において、申立人に係る国民年金の加入記録は見当たらない上、

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を旧姓を含め複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から8年3月まで

私が大学生であった平成4年4月から同年6月頃までの間に、母親がA市役所において、私の国民年金の加入手続及び免除申請手続を行ったにもかかわらず、申立期間の年金記録が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が学生であった平成4年4月から同年6月頃までの間に、申立人の母親がA市役所において国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行ったと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は平成8年3月に払い出されており、当該記号番号前後の被保険者に係る資格取得時期及び保険料納付状況から、同年4月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、戸籍の附票によると、申立人は、3年5月*日から8年3月*日までB市に居住していることが確認できることから、申立人の母親が4年4月から同年6月頃までの間にA市役所において国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、A市の保管するシステム内情報によると、申立人の国民年金の新規資格取得日は平成4年3月1日、届出日は8年4月2日と記録されていることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、大学卒業時点である昭和60年4月まで遡って国民年金保険料を納付するよう親に勧められて、A市役所の窓口で高額を支払いをした記憶がある。金額は覚えていないが、同市役所において国民年金の加入手続を行った際に申立期間の保険料をまとめて納付した。年金手帳の資格取得日の記載も同年4月1日になっている。

現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において国民年金の加入手続を行った際に、同市役所の窓口で、申立期間を含め、大学卒業時点まで遡って国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A市が保管する国民年金被保険者関係届（申出・申請）書によると、申立人は昭和61年12月1日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、当該加入手続時点において、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものの、当該国民年金被保険者関係届書の備考欄には、過年度納付書発行に関する記載は見られず、当該加入手続時に、同市役所窓口では、申立期間に係る過年度納付書を発行していなかったことが確認できる。

また、A市役所において、国庫金となる国民年金の過年度保険料を納付することはできず、オンライン記録においても、申立期間の保険料について過年度納付を行ったとする形跡は見当たらない。

さらに、A市の国民年金賦課収納一覧表により、申立期間直後から上記の国民年金加入手続日までの期間である昭和61年4月から同年11月までの国民年金保険料について、62年2月9日から同年4月30日までの間に納付されたものと推認できることから、国民年金の加入手続を行った際に、同市役所の窓口で、申立期間を含め、大学卒業時点まで遡って保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。